

7山日漁調指示第5号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年8月 19 日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 中 島 均

1 指示する内容

(1) 採捕の制限

遊漁者が集魚灯を使用して水産動物を採捕する場合は、集魚灯に使用する発電機(蓄電池を含む。)の総設備容量は 10 キロワットを超えてはならない。

(2) 制限する海域

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第 23 条の規定により定められたいか釣り漁業の操業禁止海域のうち山口県日本海海区

(3) 指示の有効期間

令和7年9月1日から令和 10 年8月 31 日まで